

6 国・民間団体等との連携強化等のための取組

(1) 国・民間団体等との連携強化等

現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 再犯を防止するためには、犯罪をした人等が抱えている課題の解消に向けて、国、地方公共団体、民間団体等が連携を強化し、協働して再犯の防止等に関する施策を進めていくことが重要です。
- ・ 国では、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきましたが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた人に対する支援は地方公共団体が主体となって進めていくことが必要です。
- ・ 一方で、地方公共団体は、犯罪をした人等が抱える様々な課題に応じた支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報収集が容易でないなどの課題があります。
- ・ こうした状況を受け、保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）といった国の機関では、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や地方公共団体をはじめとする関係機関等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言を行うなどの地域援助の取組を推進しています。
- ・ 札幌市においても、再犯防止に関する推進体制を構築し、これまで以上に関係機関と連携を図るとともに、安全・安心な地域社会づくりの推進に取り組んでいきます。

札幌市の取組

ア 再犯防止を推進するための協議会等の設置

| 取組名／取組内容 | 担当課 |
|---|--------------|
| 54 「(仮称)札幌市再犯防止ネットワーク会議」の設置<新規> 再犯防止に関する取組を関係団体と協働し推進していくため、刑事司法関係機関や更生保護関係団体等で構成する「(仮称)札幌市再犯防止ネットワーク会議」を設置し、現状の課題や今後の取組などについて意見交換を実施します。 | 市民文化局 区政課 |

イ 関係機関との情報共有

| 取組名／取組内容 | 担当課 |
|---|--------------|
| 55 市町村、北海道、都道府県再犯防止等推進会議への参加<継続> 再犯防止に関する施策の効果的かつ効率的な推進等について国や他の地方公共団体との情報共有のため、市町村、北海道、都道府県再犯防止等推進会議へ参加を継続します。 | 市民文化局 区政課 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

取組の内容

札幌保護観察所からの寄稿

保護観察所における再犯防止推進のための取組

保護観察所は、再犯防止推進のため、保護司活動に対する支援（保護司の活動環境等についての検討・試行、デジタル化の推進等）を始め、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会など、民間協力者と協働し、これらの団体、その他関係機関等と連携して、様々な取組を行っています。以下に、その取組の一部を御紹介いたします。

就労支援、協力雇用主開拓・支援（就労の確保）

再犯又は再非行を防止する上で就労の確保は極めて重要であることから、ハローワーク等と連携して、就職活動や就労後の職場定着等の就労支援を行っています。また、刑務所出所者等を雇用していただける幅広い職種の協力雇用主の開拓に努めるとともに、協力雇用主が不安なく刑務所出所者等を雇用していただけるよう、身元保証等による支援も行っています。



更生保護施設（住居の確保）

犯罪や非行をした人の中には、頼ることのできる人がいなかったり、生活環境に恵まれなかったり、あるいは、本人に社会生活上の問題があるなどの理由ですぐに自立更生できない人がいます。こうした人たちを一定期間保護し、円滑な社会復帰を助けて再犯を防止するという重要な役割を担っているのが更生保護施設です。

出口支援、入口支援（高齢又は障がいのある者等への支援）

高齢の方や障がいをお持ちの方の中には、刑務所を出所した後地域社会に定着して生活していくことが難しい場合もあります。そうした方々について、出所後すぐに福祉サービス等を利用して地域で生活できるよう、御本人の同意を得て、刑務所入所中から調整を行っています。また、刑務所に入る前の、被疑者・被告人の段階から支援のための調整を行うこともあります。前者を「出口支援」、後者を「入口支援」と呼ぶことがあります。

専門的プログラムの実施（薬物依存の問題を抱える者への支援）

薬物依存の問題を抱えている人は、自らの意志だけでは、薬物をやめ続けることが難しくなっています。薬物事犯に再犯が多いのはこのためです。保護観察所では、こうした人に対し、「認知行動療法」という心理療法の知見を応用した「薬物再乱用防止プログラム」を実施し、薬物を止め続けるための方法を見つけるための支援をしています。専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するためのプログラムには、他に「性犯罪再犯防止」「暴力防止」「飲酒運転防止」のプログラムがあります。



保護観察所における地域援助の推進（地域による包摂の推進）

今後、保護観察所においては、刑事手続の入口段階から出口段階、刑事手続を終えた後の地域社会まで「息の長い」支援の実施体制を構築するため、社会内処遇に関する専門的知見を積極的に地域に還元し、多機関連携による処遇の実効性を確保して地域援助を推進し、「地域社会に貢献する更生保護」を実現していきます。

札幌矯正管区からの寄稿

札幌市内の矯正施設での取組

矯正施設では、犯罪をした受刑者や非行をした少年等に対して、彼らが再び犯罪や非行をすることなく、地域で安定した生活を送ることができるよう、様々な働き掛けを行っています。また、彼らが犯罪や非行をした背景には、帰住先や身寄りがいない、高齢、障害、貧困、薬物等の依存の問題がある等、何かしらの問題を抱えている者も少なくありません。矯正施設では、それらの問題解決を図るための支援も行っています。

札幌刑務所

札幌刑務所には2つの支所があります。主として、札幌刑務所では男子受刑者を、札幌刑務支所では女子受刑者を、札幌拘置支所では刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容しています。



札幌刑務所と札幌刑務支所では、刑罰の執行を行う一方、規則正しい生活をさせながら、刑務作業を通じて勤労意欲の養成等を図っています。また、改善更生や円滑な社会復帰を図るため、受刑者個々の問題に応じ、薬物依存離脱指導や暴力団離脱指導、アルコール依存回復プログラムといった各種指導を行ったり、就労支援や特別調整（高齢者や障がい者を有する者に対して、出所後の居場所を確保し、福祉サービス等の必要な支援を受けさせるための調整）等の各種支援を行っています。



加えて、札幌刑務支所では、令和2年から女子依存症回復支援センターを開設し、薬物依存を有する女子受刑者に対して、依存症からの回復を目的としたプログラムを実施しています。

←写真(左)は、同センターで刑務作業として実施している農作業の様子

札幌少年鑑別所

少年鑑別所では、家庭裁判所による観護の措置等が執られた少年を収容し、①家庭裁判所等の求めに応じた鑑別、②健全な育成のための支援を含む観護処遇を行っています。

また、地域貢献の一つとして、札幌少年鑑別所では「法務少年支援センターさっぽろ」を併設し、地域の方々への支援（「地域援助」）を実施しています。例えば、子供の問題行動への悩み、職場でトラブルを繰り返す職員への悩み等、相談内容に応じた助言や心理検査、カウンセリング等を行っています。このような取組を通して、地域における非行及び犯罪の防止を図っています。



↑写真(上)は、職員が面接をしている様子